

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の考え方に立脚し、企業価値の最大化と透明性が高く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の両立を経営上の最も重要な課題の一つと考えており、取締役会の適時開催、社外取締役による経営モニター機能の充実化、また監査役監査及び内部監査による経営チェック機能の強化、顧問弁護士等の外部の助言も積極的に取り入れ、必要な経営組織や社内体制の整備拡充を随時図っていく方針であります。

また当社では、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たしていくため、適時開示の重要性を認識し、情報開示の迅速性・公平性を図るための管理体制の強化も進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOインターネット株式会社	22,000	18.79
堤 純也	8,400	7.17
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	7,300	6.23
KDDI株式会社	4,300	3.67
國吉芳夫	3,280	2.80
株式会社バンダイナムコホールディングス	3,000	2.56
株式会社フットレック	3,000	2.56
株式会社ドコモ・ドットコム	3,000	2.56
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1,602	1.36
株式会社メガチップス	1,200	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無更新 GMOインターネット株式会社

親会社の有無 なし

補足説明更新

GMOインターネット株式会社は、当社議決権の18.79%を所有する筆頭株主かつ主要株主であります。よって当社は同社の持分法適用関連会社となっており、当社のその他の関係会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 8月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

【主要株主との取引等を行う際における少数株主保護の方針に関する指針】

当社の筆頭株主かつ主要株主であるGMOインターネットは、当社の議決権の18.79%を所有しております。当社は、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、社外取締役2名を含む取締役会において決議

を行い、少数株主の保護に努めてまいります。また、当社では社外監査役2名を含む監査役は取締役会に出席し、監査役会にて適切な監査意見を形成するプロセスを経ることで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
八田 武彦	他の会社の出身者									○
吉田 一也	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
八田 武彦	○	—	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。
吉田 一也		—	株式会社フットレックの取締役に務めており、これまで培ってきたビジネス経験、見識などを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、四半期及び期末監査時に会計監査実施結果について報告を受けるとともに、情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携を図っております。
 また、当社では、企業全体を監査対象とする社長直轄組織である「内部監査室」を設置して業務を行っております。監査役に対しましては、内部監査実施の状況及び、監査において発見された問題点等について報告するほか、必要に応じて監査役監査、内部監査に相互に立会い、問題の認識を共有し、必要対策または改善措置を立案、実行するなど、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高畑 完正	他の会社の出身者									○
尾原 和人	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高畑 完正	○	——	長年にわたる証券業界での業務経験で培われた、資本市場及び株式市場に関する豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくため、社外監査役に選任しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しているため、独立役員として指定しております。
尾原 和人	○	——	長年にわたる大手企業での管理部門における実務経験、及び常勤監査役としての業務経験から、高度の専門的知識と経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくため、社外監査役に選任しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しているため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

経営改善施策の一環として、給与の一部を業績連動とし連動部分については業績計画を上回る利益を達成したときに支給する報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員、その他
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社ではストックオプションの付与をモチベーションの向上や社外関係者の当事者意識を高めることを通じて企業価値を高める手段の一つとして位置づけております。当社では過去にストックオプション付与を実施しておりますが、過去の業績貢献度および将来への期待を基準として付与数を決めました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の年間報酬総額 79百万円
(うち社外取締役の年間報酬総額 5百万円)
監査役の年間報酬総額 21百万円
(うち社外監査役の年間報酬総額 11百万円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する専任のスタッフはおりませんが、管理部において適時情報の提供等を行い対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 現状の体制の概要

当社は、監査役設置会社の枠組みの中で、取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名、監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。独立性の高い社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携を図りながら、取締役の職務執行の監督を行う形でガバナンス体制を整備運用しております。

(1) 取締役会

取締役会は、7名の取締役で構成され、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催しております。社外取締役2名を含む取締役7名及び経営監視を主とする監査役3名で運営されております。原則として毎月1回開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、ならびに重要な事項は付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処について検討するとともに、社外取締役からは経営に対する社外の視点を入れた助言を受け、十分な議論の上で経営の意思決定を行っております。

(2) 監査役会

監査役会は、3名の監査役で構成されております。各監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、審議状況等を監査するとともに、適宜、経営全般または個別案件に関して、客観的かつ公正な意見を述べ意見交換を行っております。監査役は監査方針を決定し、監査計画に基づき監査を実施しております。会計監査人からの報告、取締役等からの業務執行報告等を受け、監査に反映させております。また、これらの監査結果について、監査役相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性を高めております。半数以上が独立性の高い社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携を図りながら、取締役の職務執行の監督を行う形でガバナンス体制を維持しております。また、監査法人及び内部監査室との連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3) 内部監査室

内部監査は、平成17年4月より、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして実施しております。現在、内部監査室を配置しており、構成員は専任の内部監査人1名であります。監査役及び監査法人と連携を取りながら、社内の各業務が経営方針や社内規程、会計基準等に準拠して行われているか、経営的に見て効率よく行われているか、法令を遵守しているかといった観点から定期的に各部門、子会社から監査担当者を任命し計画的に実施しております。監査手法につきましては、内部監査規程に基づき下記の要領で実施しております。

- 内部監査計画書ならびに監査項目を代表取締役提出
- 監査実施前に各被監査部門担当者宛に内部監査実施通知書を提出
- 監査終了後に代表取締役宛に内部監査実施報告書を提出
- 必要に応じて被監査部門担当者には勧告書を提出の上、改善を指示
- 代表取締役宛に改善報告書を提出
- 改善状況の確認

(4) 経営会議

取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な事項についての方向性や方針を審議する会議体として、経営会議を毎月1回以上開催しております。その構成は、取締役及び幹部社員による運営となっており、監査役はオブザーバーとして参加し、監視体制の強化に努めております。

(5) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

内部監査室長は、監査役に対し、内部監査実施の状況を報告するほか、必要に応じて内部監査に立会いを求め、監査手法等についての助言、指導を仰いでおります。監査法人とは、四半期及び期末監査時等に協議を行い、監査法人からの指摘懸念事項を内部監査の監査事項に反映させるよう内部監査を通じて現れた問題点を協議し、改善に役立てるほか、監査手法等について助言を得るなどにより、相互連携の強化を図っております。なお、当社は監査法人A&Aパートナーズと公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査契約を締結しており、独立監査人としての立場から会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

(6) リスク管理体制の整備状況

当社では、外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士から適宜助言を受けて予防策を講じる体制をとっております。しかしながら、過去において十分ではなかった面がありましたので、当社グループの全従業員のリスク管理意識、コンプライアンス意識を高く維持することを目指して、リスクの洗い出し及びコントロールの状況確認を定期的に実施するとともに、役職員向けの研修を行っております。

2. 監査役機能強化に関する取組状況

社外監査役2名を含む3名の監査役は、取締役会や経営会議等への出席、内部監査室及び会計監査人との情報交換、さらに社内各部門及び子会社等へのヒアリングを行い情報収集の機会を充実させることにより、監査の実効性を高め、監査役機能強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会及び監査役会に加えて、取締役、監査役ならびに部門長で運営する経営会議、及び内部統制委員会を連携させることによって、企業統治の強化を図ることができると考えております。
さらに、監査役会を構成する監査役3名のうち2名が社外監査役であり、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を十分に果たしていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化、監査法人との連携により、早期発送を目指します。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は平成21年8月期より3月期から8月期に決算期変更をいたしました。このため定時株主総会は11月下旬に開催し、これまでの3月期決算の6月下旬の開催と比較し、集中日を回避した開催日の設定が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットで議決権の行使が可能です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーとして掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会は、四半期決算発表後に定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的には開催しておりませんが、過去2回開催しており、今後も随時開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けに各種IR情報(有価証券報告書、決算短信、株主通信、決算説明会資料等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に、IR・PRグループを設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アクロディアグループ企業憲章では、「取引先・消費者・投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に正しい企業情報を提供します。」と謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化防止国民運動「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、環境保全に対する社内啓蒙に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令を遵守し、適正な会計処理、定期的な内部監査に実施、積極的な開示を行い経営の透明性を更に高めます。
その他	法令を誠実に遵守する公正な経営を実践することを目的として、当社ならびにグループ会社の職場における法令違反行為を会社に通報する通報制度を定め、当社ホームページ上に通報窓口を設置しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの取締役、使用人が法令・定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。
- (2) 当社は、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役ならびに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- (4) 当社は、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1) 当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務執行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時間閲覧可能な状態を維持する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- (2) リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めるとともに、継続的な改善活動を行うとともに、教育研修を適宜実施する。
- (3) 事業活動に伴う各種のリスクについては、所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管取締役が適切に管理統括する。
- (4) 全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- (5) 事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めるとともに、危機発生時には、規程に基づき対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- (2) 当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を1名以上置くものとする。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規定において責任と権限を明確にし、取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動規範を含む企業憲章を定める。
- (2) 当社は、当社グループが一体となって事業活動を行い、グループ全体の企業価値を向上させるため、「グループ会社管理規程」を定め、経営管理及び指導育成を行う。
- (3) 内部監査室は、グループ会社の内部監査を実施し、グループ会社の業務が適正に行われているかを監査し、その結果を取締役に報告する。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
- (2) 取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
- (3) 監査役が経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を整備する。
- (4) 内部監査室は、監査役会との協議により監査役会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための基本的な考え方としては、当社は企業憲章において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に経済的な利益を供与しないことを定めております。社内体制の整備状況としては、取引先について反社会的勢力との繋がりが無い旨の確認について規程化するとともに、取引に関連する与信管理規程、外注管理規程、購買管理規程、販売管理規程等の規程見直し及び業務フローの見直しを行い、実効性のある社内規程、業務マニュアル等の整備を開始しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

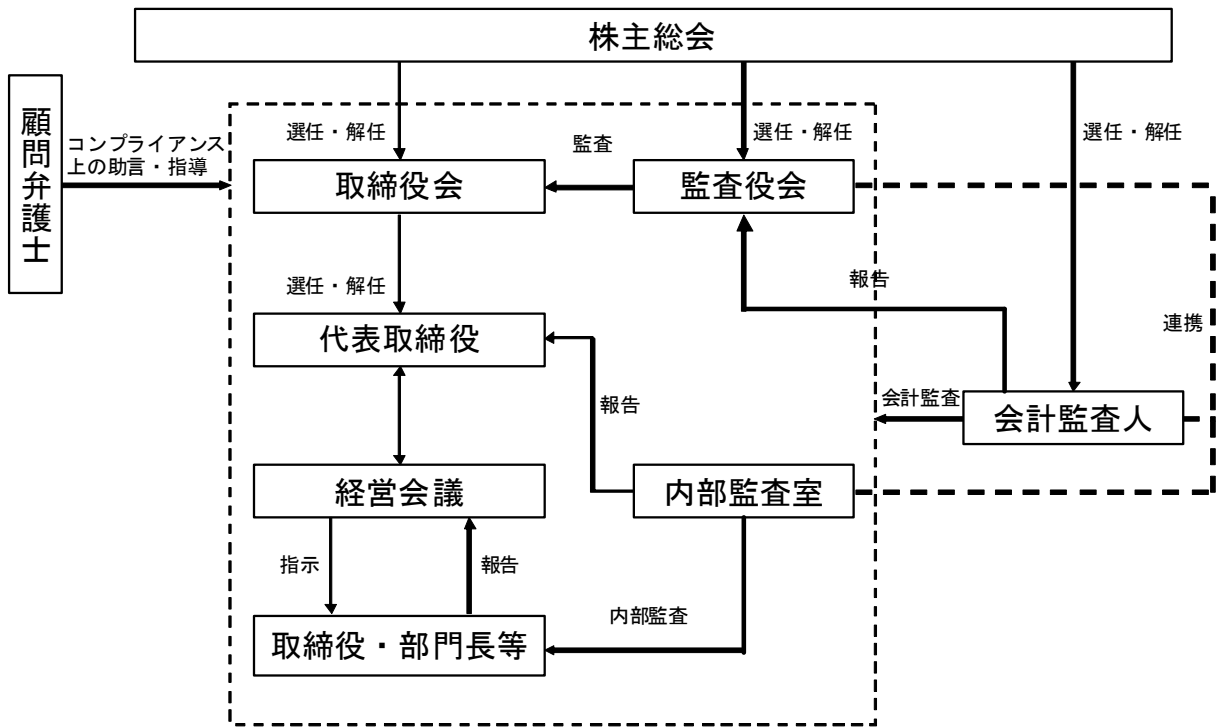
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については常に意識しており、顧問弁護士等と相談の上、当社にとって最適な案を策定していきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループでは、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、今後、一層の内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社は、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」）及び社内規程（内部情報管理規程）に従い、適時適切に情報の提供を行ってまいります。また、法令、規則に該当しない情報につきましても、投資家の皆様の投資判断に資する情報及び、当社への理解を深めていただく情報の提供を積極的に行ってまいります。

2. 開示の担当部署

情報開示責任者は取締役副社長とし、適時開示は管理部にて行います。また、適時開示の可否及び内容については、監査法人、顧問弁護士、主幹事証券等から必要に応じて助言を受けることとしております。

3. 開示体制

会社情報につきましては、決定事実、発生事実及び決算関連情報に区分し、取扱方法を決めております。

① 決定事実

取締役会における決定事項のうち、適時開示すべき会社情報に該当する事項は、情報開示責任者から管理部に報告され、東京証券取引所の規則に基づいた手続きにより、公表いたします。

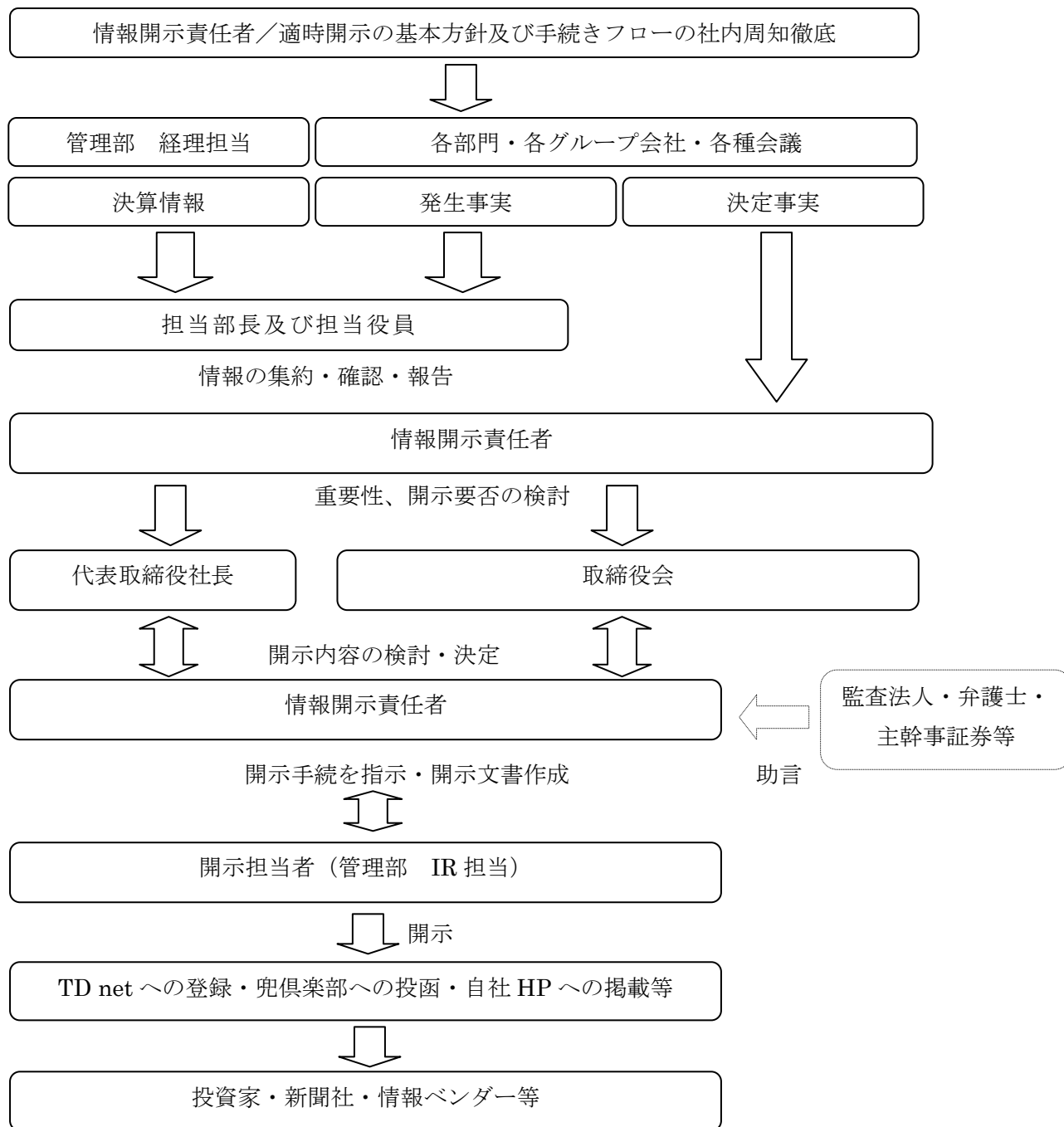
② 発生事実

発生事項につきましては、適時開示すべき会社情報に該当する可能性がある事項が発生した場合には、各部門から直ちに管理部に情報を集約するとともに、情報の漏洩防止を図ります。そのうえで情報開示責任者から取締役会に報告すると同時に、適時開示すべき情報であると判断される場合には、東京証券取引所の規則に基づいた手続きにより公表いたします。

③ 決算関連情報

決算情報につきましては、管理部にて作成の上、取締役会にて決議、情報開示責任者に報告の上、東京証券取引所の規則に基づいた手続きにより公表いたします。

4. 会社情報の把握及び開示フロー



5. 情報開示の方法

情報開示は、法令及び「適時開示規則」に従い、株式会社東京証券取引所の適時開示データベースである TDnet への登録又は株式会社東京証券取引所内の記者クラブである兜倶楽部への資料投函により公表する他、当社のホームページへの掲載を行います。

6. 情報の管理及び内部者取引の防止

当社では、「内部情報管理規程」に基づき、業務上知りえた重要事実の管理及び内部者取引の未然防止を図るため、情報の漏洩、公表、特定有価証券の売買等に関して役員及び従業員が遵守すべき事項を定めております。

以 上